

みどりのチェックシート（畜産）
参考資料集

【養鶏】

令和4年10月
農林水産省畜産局

- 本参考資料集では、指導者から意欲ある生産者まで活用できるよう、みどりのチェックシートの取組項目について、詳細な内容の説明や関連する情報を記載しています。
- 指導者や生産者自身の学習や生産者指導の際に、活用ください。

- 1 持続可能な畜産物生産に向けた**取組の実践が必要である背景** P 2 - 8
- 2 持続可能な畜産物生産に向けた取組に関する参考資料

【省エネ、環境法令に応じた対応】

③ プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。	⇒ P10,11
④ (※特定事業場の場合)排水処理においては、 水質汚濁防止法を遵守 している。	⇒ P12
⑤ (※飼育頭数が一定規模以上の場合)家畜排せつ物の管理においては、 家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守 している。	⇒ P13,14

<関連>悪臭防止法、家畜排せつ物の**堆肥化**、堆肥の適正量の施用・**適正な資源循環** P15-21

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】

⑥ GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、 可能な取組から実践 している。	⇒ P22-27
⑦ アニマルウェルフェアについて、「 アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針 」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。	⇒ P28-30

<関連>畜種の特性に合わせた**適正な飼養管理**、飼養管理の**高度化・省力化** P31-35

<関連>**自給飼料生産**や**国産原料**を含む**飼料の利用** P36-40

【農薬、肥料の取扱い】※飼料生産（委託含む）を行っている場合

⑩ 農薬の適正な使用・保管を行っている。	⇒ P41
⑪ 農薬の使用状況等の記録を保存している。	
⑫ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件(作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等)を整備している。	
⑬ 肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。	⇒ P42

<関連>有機畜産物と**有機飼料** P43

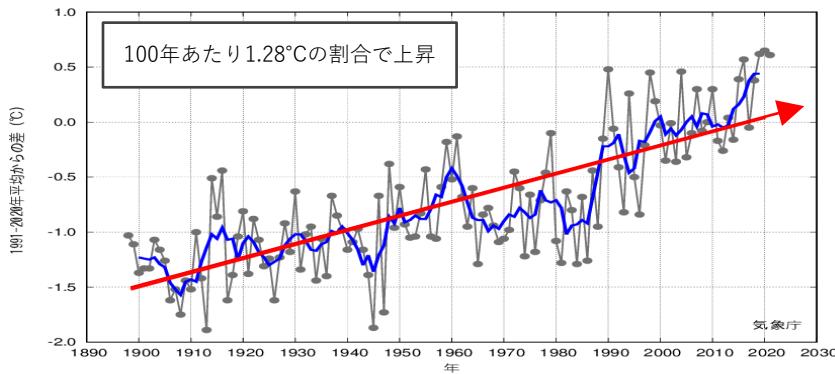
<関連>**家畜改良**による生産性向上 P44-46

1 持続可能な畜産物生産の実現に 向けた取組の実践が必要な背景

温暖化による畜産への影響

- ◆ 日本の年平均気温は100年あたり1.28°Cの割合で上昇するなど、**温暖化が進んでいます。**（2020年の日本の年平均気温は、統計開始以降最も高い値を記録）
- ◆ 高温による家畜への影響が懸念され、様々な暑熱対策が必要となっています。
- ◆ **温暖化に伴う降雨量の増加などにより、災害の被害が大きくなる傾向**にあり、畜産分野でも毎年のように、畜舎や家畜などへの被害が発生しています。

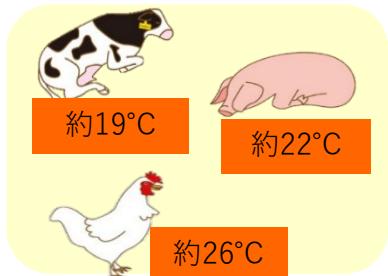
■ 日本の年平均気温偏差の経年変化



年平均気温は長期的に上昇しており、特に1990年以降、高温となる年が頻出

■ 畜産分野への気候変動の影響

家畜が暑さを感じる温度

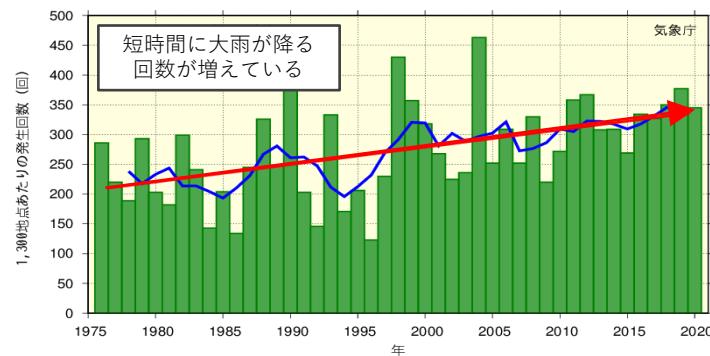


引用：「やさしい畜産技術の話」より

畜産への被害

- 家畜のへい死
- 乳量の低下
- 食欲不振
- 繁殖能力の低下

■ 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



2011年～2020年の10年間の平均発生回数は334回
1976年～1985年と比較し、1.5倍に増加

■ 畜産分野の被害



災害により倒壊した畜舎

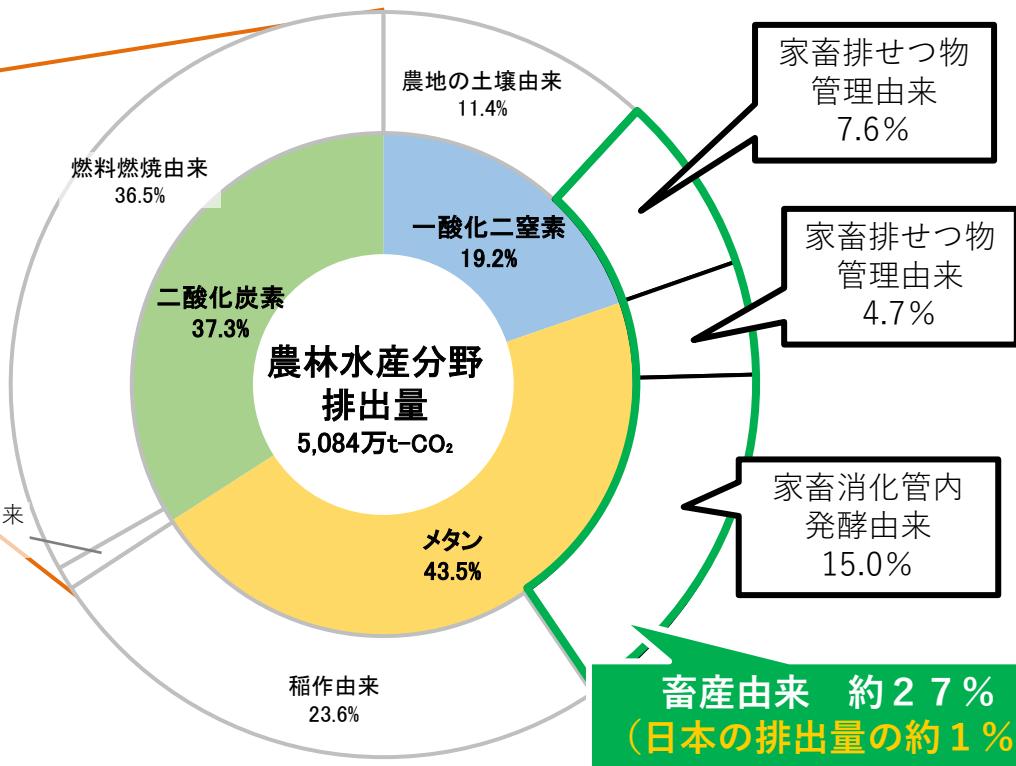
畜産分野の温室効果ガスの排出量

- ◆ 温暖化の原因となる温室効果ガスについては、畜産では主に、牛などの草食家畜が牧草を微生物の働きで発酵させ消化する過程（いわゆるげっぷ）から発生するメタン、堆肥化など、家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンと一酸化二窒素があります。
- ◆ 日本の温室効果ガスの総排出量のうち、農林水産業由来は約4%となっています。畜産業由来はその1/3弱を占め、日本の総排出量の約1%となっています。
- ◆ 一方で、世界の温室効果ガス排出量のうち、農林業由来は23%と我が国と比較して高く、世界全体で農林水産分野からの温室効果ガス排出削減の取組が求められています。

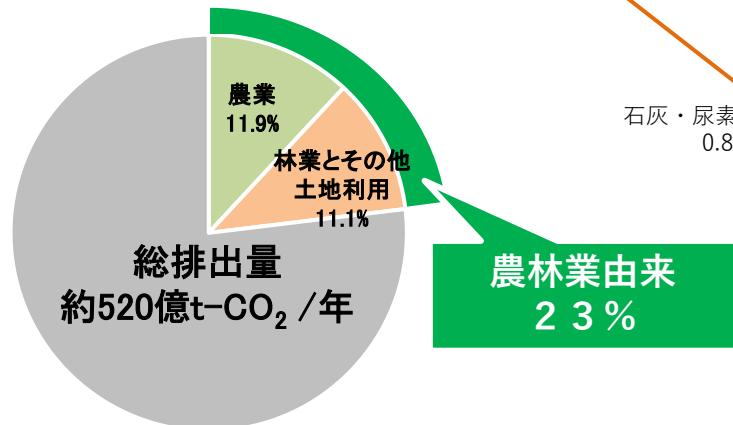
○日本の温室効果ガス排出量



○農林水産分野の温室効果ガス排出量の内訳



○世界の温室効果ガス排出量

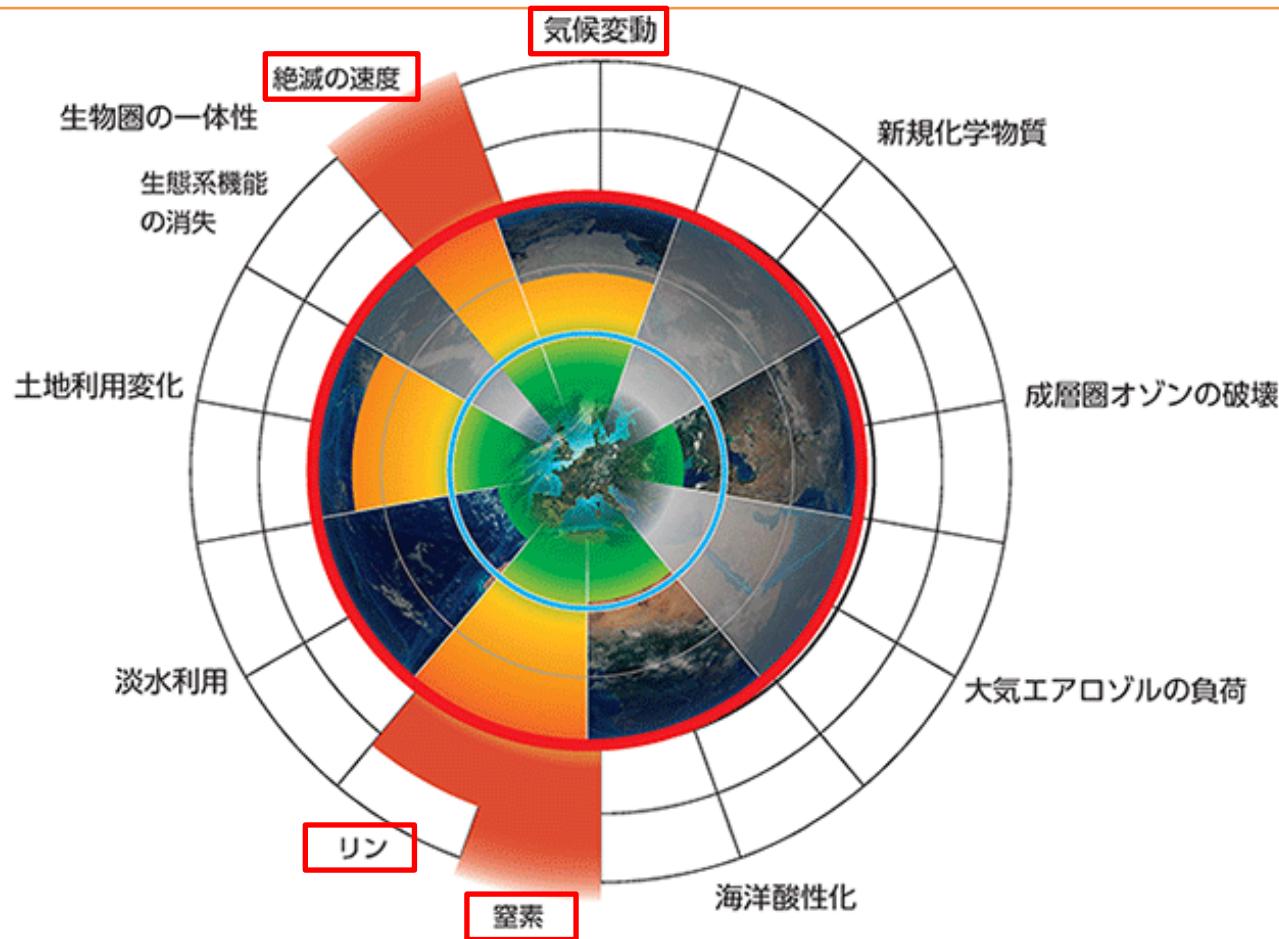


出典：IPCC 土地関係特別報告書（2019年）、
温室効果ガスインベントリオフィス（2020年度）
※温室効果は、CO₂に比べCH₄で25倍、N₂Oでは298倍。

畜産分野の温室効果ガスの排出を削減することが必要となっている

地球規模での環境への影響評価

- ◆ 地球の変化に対して、人間の活動がどれだけ影響を与えているかを客観的に評価する方法の一つに、「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」という研究があります。
- ◆ この研究で、「種の絶滅の速度」、「窒素・リンの循環」、「気候変動」などについて、人間が安全に活動できるレベルを超えて、地球環境が限界に達しつつあることが示されています。
- ◆ このため、**世界全体での化学農薬の低減や生物多様性の保全、化学肥料の低減、温暖化への対策**が求められています。



出典:Stockholm Resilience Centre
(illustrated by Johan Rockström and Pavan Sukhdev, 2016)
に環境省が加筆

■ 不安定な領域を超えてしまっている (高リスク)
■ 不安定な領域 (リスク増大)
■ 地球の限界の領域内 (安全)

環境負荷軽減のために畜産業ができること

- ◆ 温室効果ガス削減飼料を与えることや家畜排せつ物を適切に堆肥化することで、温室効果ガスの発生を抑制することができます。
- ◆ 適切に処理された堆肥を農地に還元し、農産物の生産につなげることでリンや窒素の資源循環を促進することができ、水質汚濁や悪臭などの環境負荷の軽減につながります。また、その農地で自給飼料を生産することで、資源循環をより一層進めることにもなります。

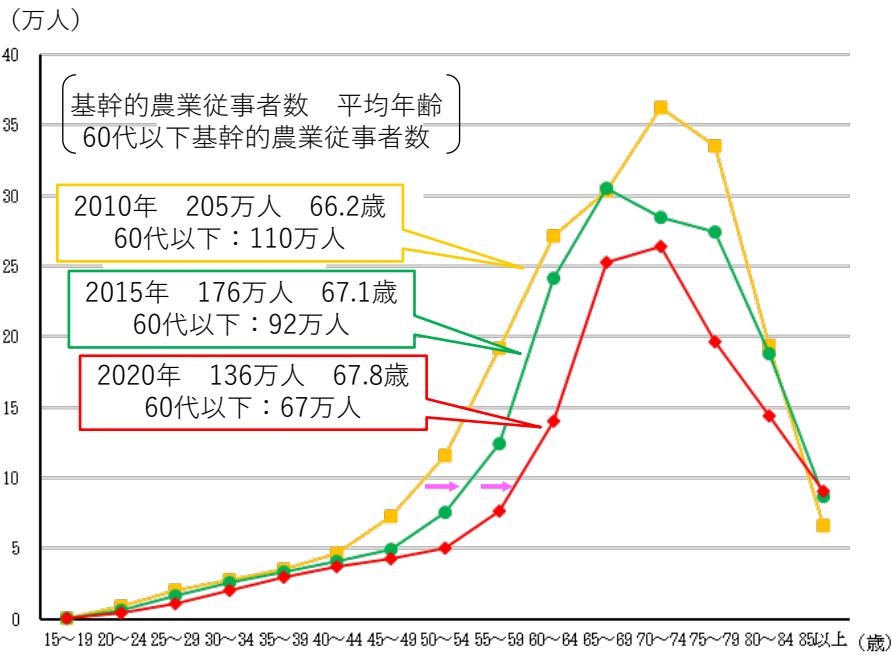


畜産業として可能なことから環境負荷の軽減に取り組むことが必要となっている

生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退

- ◆ 日本の生産者は年々高齢化し、農山漁村の人口は中山間部、平地では減少、都市部では増加していましたが、今後はいずれも減少していく、特に農村の平地や中山間部で顕著になっていくと推計されています。
- ◆ 今後一層の担い手減少が見込まれ、労働力不足などの生産基盤の脆弱化が深刻な課題となっています。

■ 担い手の高齢化と担い手不足

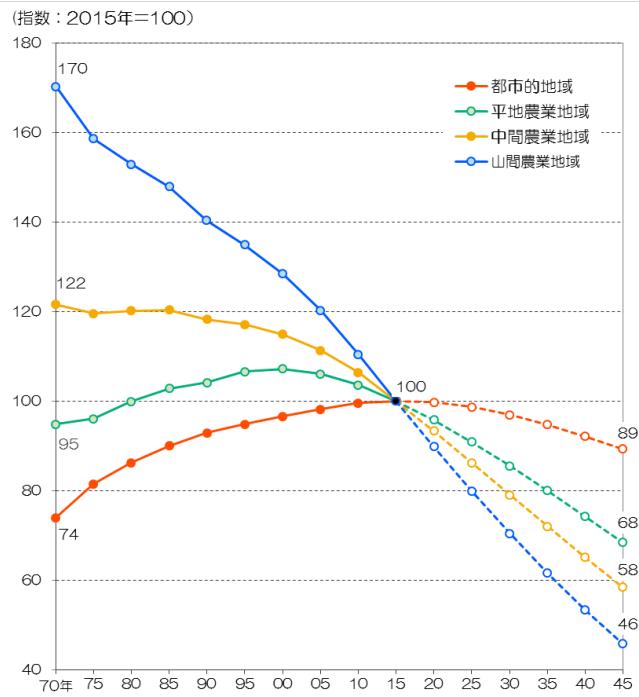


出典：農林水産省「2020年農林業センサス」、「2015農林業センサス」(組替集計)、

「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

■ 農山漁村における人口減少

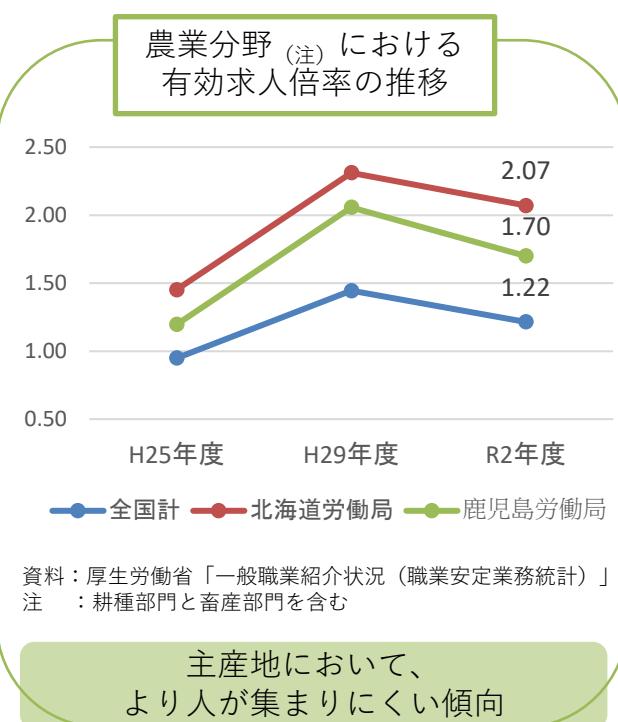
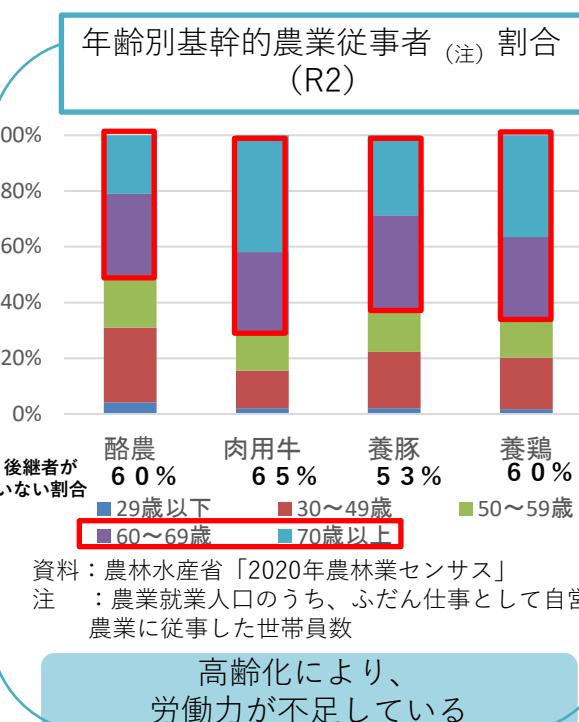
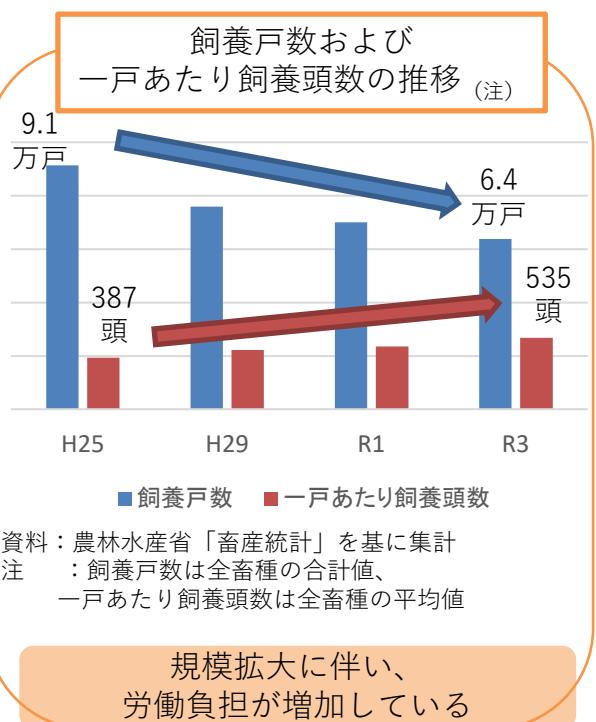


注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)は
コーホート分析による推計値である。

2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月
改定のコードを用いて集計した。

畜産における労働力確保の課題

- ◆ 飼養戸数は高齢化・後継者不足により減少する一方、大規模化の進展により、一戸あたりの飼養頭数が増加しております。
- ◆ 全畜種で担い手の半数以上が60歳以上であり、経営体ごとにみると約5～6割に後継者がいない状況となっています。
- ◆ 農業分野における有効求人倍率は、全職業平均より高い状況ですが、特に畜産業の主産地である北海道で2.07倍、鹿児島県で1.70倍と高い水準となるなど、人材の確保がしにくくなっています。
- ◆ このため、ICTや放牧等の省力化や、コントラクター等の活用による外部化の取組が重要となっています。



省力化・外部化等を進め、労働負荷軽減を図ることが必要となっている

畜産物を持続的に生産していくために 求められていること（まとめ）

- ◆ 世界全体で温暖化が進行しており、その影響は我が国の畜産業でも顕在化している
- ◆ 地球環境の悪化が進む中で、世界全体での環境負荷低減の取組が求められており、畜産分野の温室効果ガス排出量は我が国全体の約1%であるが、畜産分野でも取組が求められている
- ◆ 高齢化・人口減少により、我が国の労働人口の不足が顕在化している



- ◆ 温室効果ガスの排出抑制など、環境負荷の軽減に可能なことから取り組むことが必要
 - ・ 家畜排せつ物の適切な堆肥化
 - ・ 適切に処理した堆肥の農地への還元
 - ・ 堆肥を還元した農地での自給飼料の生産
- ◆ 省力化・外部化等を進め、労働負荷軽減を図ることが必要

2 持続可能な畜産物生産の実現に 向けた取組に関する参考資料

- ◆ 我が国全体で891万トンのプラスチックが破棄され、そのうち農業由来の廃プラスチックは約11万トンであり、我が国全体の総排出量の約1%（2018年）。
- ◆ 畜産分野から排出される廃プラスチックは牧草等のサイレージラップ（主にポリオレフィン系フィルム）などがある。
- ◆ ポリオレフィン系フィルムの再生処理は、サーマルリサイクル（廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること）が中心で、再生処理割合は約8割となっている。
- ◆ 廃プラスチックの回収・処理の体制は市町村等の単位で整備されており、分別や回収の方法は地域によって異なりますので、**処理方法が不明な場合には市町村、JA等に確認し、地域での適正処理に努めましょう。**

農業分野で使用されるプラスチック類



農業分野から排出されるプラスチック類には、鉄骨ハウスやパイプハウス、トンネルなどの被覆資材、マルチ栽培やべたがけ資材、花などのポットや育苗トレイ、牧草等のサイレージラップなどがある。

必ず回収！！

- 農業由来廃プラスチックは**産業廃棄物**です。
- 農業者自らが適正に処理することが義務づけられています。使用後には**必ず回収**しましょう。

不法投棄や不法焼却（野焼き）は法律で禁止されています。



分別と異物の除去

- 農ビ、農ポリなどの種類別に**正しく分別**しましょう。
- **金属、作物残渣、泥**などの異物を取り除いてから定められた方法で梱包しましょう。

農ビ

- ◆ このマークが目印
- ◆ 切り口が透明で、波が少ない
- ◆ 燃えにくく、刺激臭あり
- ◆ 柔らかく伸びがある



農PO／ノーポリ

- ◆ このマークが目印。または、何の印字もない
- ◆ 切り口が波を打ち、白化
- ◆ よく燃える。ろうそくのような臭い
- ◆ やや硬く、ゴワゴワした感じ



まだ使えるフィルム等の再利用

- バンカーサイロの被覆材に用いるフィルム等は再利用を検討しましょう。

- ◆ 環境法令に適切に適切に対応していくことは、単に責務というだけではなく、家畜の飼養・生産活動を地域的・社会的に継続していく上でも重要です。

畜産に関する深い主な法令

義務事項	内容	根拠
廃棄物の投棄禁止	廃棄物をみだりに捨てない（不法投棄しない）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）
廃棄物の適正処理、保管	廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者など廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事業者へ委託する。 他人から産業廃棄物の処分等を受託するなど産業廃棄物処理業の許可が必要な場合や、産業廃棄物処理施設に係る許可を要する場合は、規定に従う。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第12条、第14条、第15条）
廃棄物の埋立	廃棄物を処理する場合に、地中にある空間を利用して処分しない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（第6条）
廃棄物の海洋投棄	やむを得ず廃棄物として海洋投入処分を行わざるを得ない場合は、法律で定められた基準に適合した方法で行う。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（第6条）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第10条）
排せつ物の適正使用	排せつ物（ふん尿）は、市街地をなしている区域内では、①発酵処理、②乾燥又は焼却、③化学処理、④尿のみ分離、⑤し尿処理施設又は動物ふん尿処理施設における処理、⑥十分な覆土のいずれかの下で使用し、その他の区域では生活環境に被害が生じるおそれのない方法で使用する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（第13条）
焼却の禁止	農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を除き、野外での焼却をしない。 住民が集合している地域では、みだりに燃焼に伴って悪臭を生ずる物を野外で大量に焼却しない。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16の2条）、悪臭防止法（第15条）
河川への投棄の禁止	河川区域内の土地に、ふん尿を捨てない	河川法施行令（第16条の4）

- ◆ 公共用水域の汚染を防止するため、**水質汚濁防止法等の関係法令は、一定規模以上の家畜飼養の届出や排出水の水質規制の遵守を義務化**。畜産業に関して、一部の物質について、期限を定めて暫定排水基準が設けられている。
- ◆ 水域や自治体（条例による上乗せ規制）等により、適用される項目・基準値や遵守すべき事項が異なる場合がある。

○ 畜産業において遵守すべき主な事項

- ✓ 牛・豚・馬を一定規模以上で飼養（特定事業場に該当）する際の届出
- ✓ 特定事業場の届出内容に変更があった場合の変更届
- ✓ 排出水の水質規制基準等の遵守
- ✓ 年に1回以上の排出水の測定と結果の記録・保存 等

○ 規制の概要

特定事業場（特定施設（豚房50m²以上、牛房200m²以上、馬房500m²以上）を設置する事業場）

○ 有害物質（カドミウム、シアン等）28項目に係る排水基準

- ・畜産業では硝酸性窒素等（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計）に留意が必要。
- ・硝酸性窒素等については暫定基準値を設定（500mg/L、令和4年6月まで）。

うち 平均排水量50m³/日以上の事業場

○ 生活環境項目（COD、SS等）16項目の排水基準

- ・畜産業ではpH、BOD、COD、SS、大腸菌群数等に留意が必要。

うち 閉鎖性海域（環境大臣が指定する88海域）に係る事業場

○ 窒素、りんの排水基準

- ・養豚業については暫定基準値を設定（窒素：130mg/L、りん：22mg/L、令和5年9月まで）。

うち 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に係る事業場

○ 水質総量削減（COD、窒素、りん）の総量規制基準

- ・具体的な規制基準は都道府県知事が設定。

注）上記の他、湖沼法に基づく指定11湖沼に係る特定事業場では、汚濁負荷量の許容限度の遵守や小規模畜舎での構造基準等の遵守が必要。

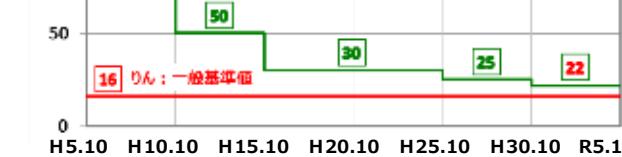
○ 畜産業に係る暫定排水基準



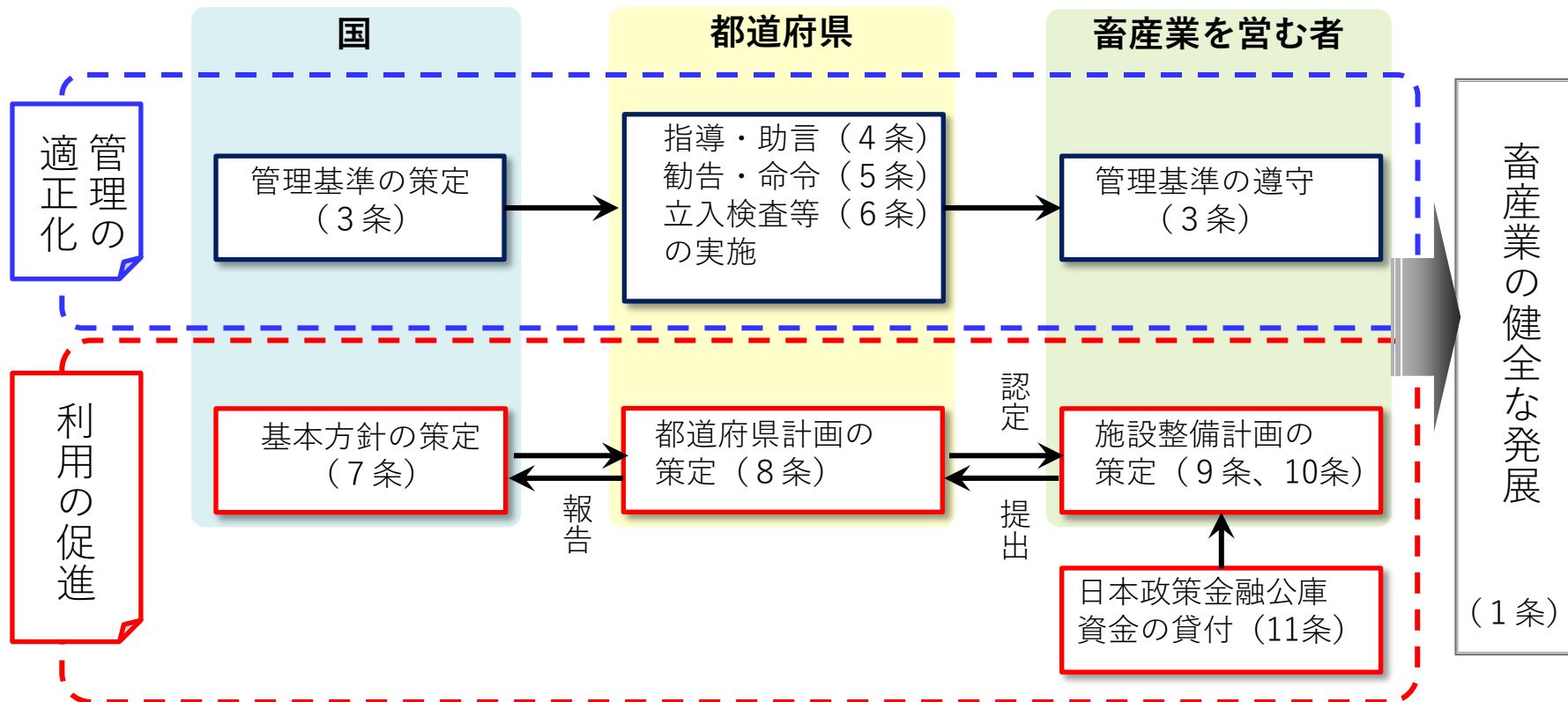
窒素・りん（閉鎖性海域に係る大規模養豚場に適用）



りん：暫定排水基準（養豚に適用）



- ◆ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資すること」を目的として平成11年に成立、平成16年から本格施行、正式名称は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」。
- ◆ **家畜排せつ物の管理の適正化について、畜産業を営む者（小規模農家を除く）は、国が策定する管理基準を遵守することを義務付け、指導・助言等は都道府県が実施。**
- ◆ 利用の促進については、国は基本方針を、各県は都道府県計画を策定するとともに、畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備計画の策定・認定を経て、日本政策金融公庫からの資金の貸付けが受け可能。



- ◆ 家畜排せつ物法施行規則において、**畜産業を営む者（小規模農家を除く）**が家畜排せつ物の処理等に当たり**遵守すべき基準（管理基準）**を明示。なお、対象家畜は、牛、豚、鶏及び馬。
- ◆ 家畜排せつ物の不適切な管理（野積み・素掘り）を禁止し、管理施設は雨による流出や地下浸透が起こらない構造とすることのほか、施設の定期的な点検や修繕等を義務付け。

～ 管理基準の概要 ～

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ① 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、**床を不浸透性材料（コンクリート等）**で築造し、適當な**覆い及び側壁**を設けること
- ② 液状の家畜排せつ物の管理施設は、**不浸透性材料**で築造した貯留槽とすること

2 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ① 家畜排せつ物は**管理施設において管理**すること
- ② 管理施設の**定期的な点検**を行うこと
- ③ 管理施設の床、側壁等に破損があるときは**遅滞なく修繕**を行うこと
- ④ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと
- ⑤ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法等について**記録**すること

管理基準の適用対象

牛又は馬	10頭以上
豚	100頭以上
鶏	2,000羽以上

適用対象外は準じた取組を実施

不適切な管理



管理の適正化

利用の促進

管理基準に適合した管理と処理・利用（例）



悪臭防止法

- ◆ 事業場から発生する臭気は、事業場の規模に関わらず、悪臭防止法により規制。具体的な規制地域や規制方法、規制基準は、知事や市町村長が設定（令和元年度末で、全市区町村のうち、73.9%で規制地域を設定）。
- ◆ 特定悪臭物質の濃度による規制と人間の嗅覚により臭気を数値化した臭気指数による規制があるが、個別物質の濃度規制では対応できない複合臭へ対応するため、臭気指数による規制を導入する地域が増加。
- ◆ 規制基準を超過し、かつ、住民の生活環境が損なわれていると認められた場合に、市町村が法に基づく改善勧告等を実施。

○ 規制の方法・基準

① 特定悪臭物質（22物質）による規制

特定悪臭物質	範囲(※)
アンモニア	1~5
メチルメルカプタン	0.002~0.01
硫化水素	0.02~0.2
硫化メチル	0.01~0.2
二硫化メチル	0.009~0.1
トリメチルアミン	0.005~0.07
アセトアルデヒド	0.05~0.5
プロピオンアルデヒド	0.05~0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009~0.08
イソブチルアルデヒド	0.02~0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009~0.05
特定悪臭物質	範囲(※)
イソバパレルアルデヒド	0.003~0.01
イソブタノール	0.9~20
酢酸エチル	3~20
メチルイソブチルケトン	1~6
トルエン	10~60
スチレン	0.4~2
キシレン	1~5
プロピオン酸	0.03~0.2
ノルマル酪酸	0.001~0.006
ノルマル吉草酸	0.0009~0.004
イソ吉草酸	0.001~0.01

※規制基準の範囲（知事等が設定、PPM）

：畜産事業所で主に発生する物質

② 臭気指数による規制

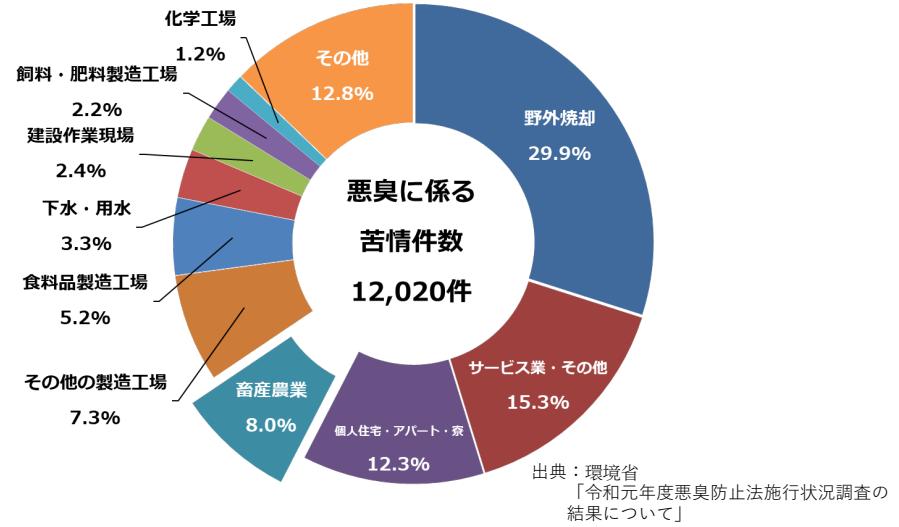
人間の嗅覚でにおいを感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数に10を乗じた値（臭気指数）により規制。臭気指数が10~21の範囲内で、知事等が規制基準を設定。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$



臭気の判定試験の様子
(写真提供：環境省)

○ 全悪臭苦情に占める畜産業由来の苦情



○ 規制地域の導入状況

市区町村数 (R2.3.31時点)	規制地域を有する 市区町村数	臭気指数規制を 導入している市区町村数
市 792	743 (93.8%)	298 (40.1%)
区 23	23 (100%)	23 (100%)
町 743	463 (62.3%)	130 (28.1%)
村 183	57 (31.1%)	19 (33.3%)
計 1,741	1,286 (73.9%)	470 (36.5%)

出典：環境省「令和元年度悪臭防止法施行状況調査の結果について」

家畜排せつ物の堆肥化

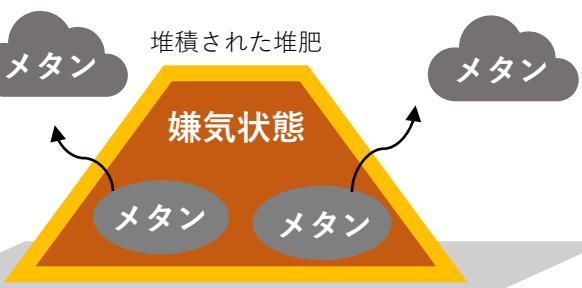
- 家畜排せつ物を堆肥化していますか？どういった方法で堆肥化していますか？家畜排せつ物は、その堆肥化の方法によって温室効果ガスであるメタン等の排出量が異なることをご存じでしょうか？
- 一般的に多くの畜産経営で行われている管理方法は、**堆肥舎などに家畜排せつ物を堆積し、時々切り返しながら数か月かけて発酵させる「堆積発酵」という手法**です。また、開放式あるいは密閉式の強制通気自動攪拌発酵槽で数日～数週間発酵させるなど、**強制的に攪拌や空気を送り堆肥化を促進させる「強制発酵」という方法**もあります。
- **堆積発酵は、堆積された家畜排せつ物の内部に空気が入りにくい状態になります。**この状態だと、嫌気性細菌の働きによりメタンなどの温室効果ガスが発生します。
堆肥を切り返すことで、堆肥が空気と触れ合う状態（好気状態）にすれば嫌気性細菌の働きを抑えることができ、メタンの発生が抑制されます。また、堆肥の水分量が多いと堆肥内に空気が入りにくい状態になりますので、堆肥の水分量を減らすことでもメタンの発生が抑制されます。
- **強制発酵は、自動攪拌装置を使って堆肥を常に空気と触れ合う状態にして好気状態とすることにより、嫌気性細菌による発酵を抑制**することができ、温室効果ガスの発生の削減にもつながります。【参考1】
- **このため「堆積発酵」よりも「強制発酵」の方が家畜排せつ物由来の温室効果ガスの排出抑制に貢献できるのです。**



- ◆ 家畜排せつ物の管理については、堆積発酵が一般的ですが、堆積された家畜排せつ物の内部は、空気と触れにくいため（嫌気状態）、嫌気性細菌の働きなどにより、メタンなどの温室効果ガスが発生しやすい状態です。
- ◆ 自動攪拌装置の導入などにより家畜排せつ物を強制的に空気に触れさせながら発酵させること（好気性発酵）や、放牧などで家畜排せつ物が堆積しないようにすることにより、メタンの発生を抑制できます。こうした取組を行えば、**家畜排せつ物由来のメタンを最大で9割削減可能**です。（全ての家畜排せつ物管理を強制発酵とした場合。）
- ◆ ただし、強制発酵させるためには自動攪拌装置等の機械設備を導入する必要があるため、導入コストの負担が増大することが課題です。

堆積発酵

家畜排せつ物は、水分含量が高く、堆積された家畜排せつ物の内部は、嫌気状態になりやすい。



強制発酵

自動攪拌装置等で家畜排せつ物内部の好気発酵を促す（強制発酵させる）ことでメタン等の発生を減少。



家畜排せつ物の処理別メタン排出係数の例 (%)

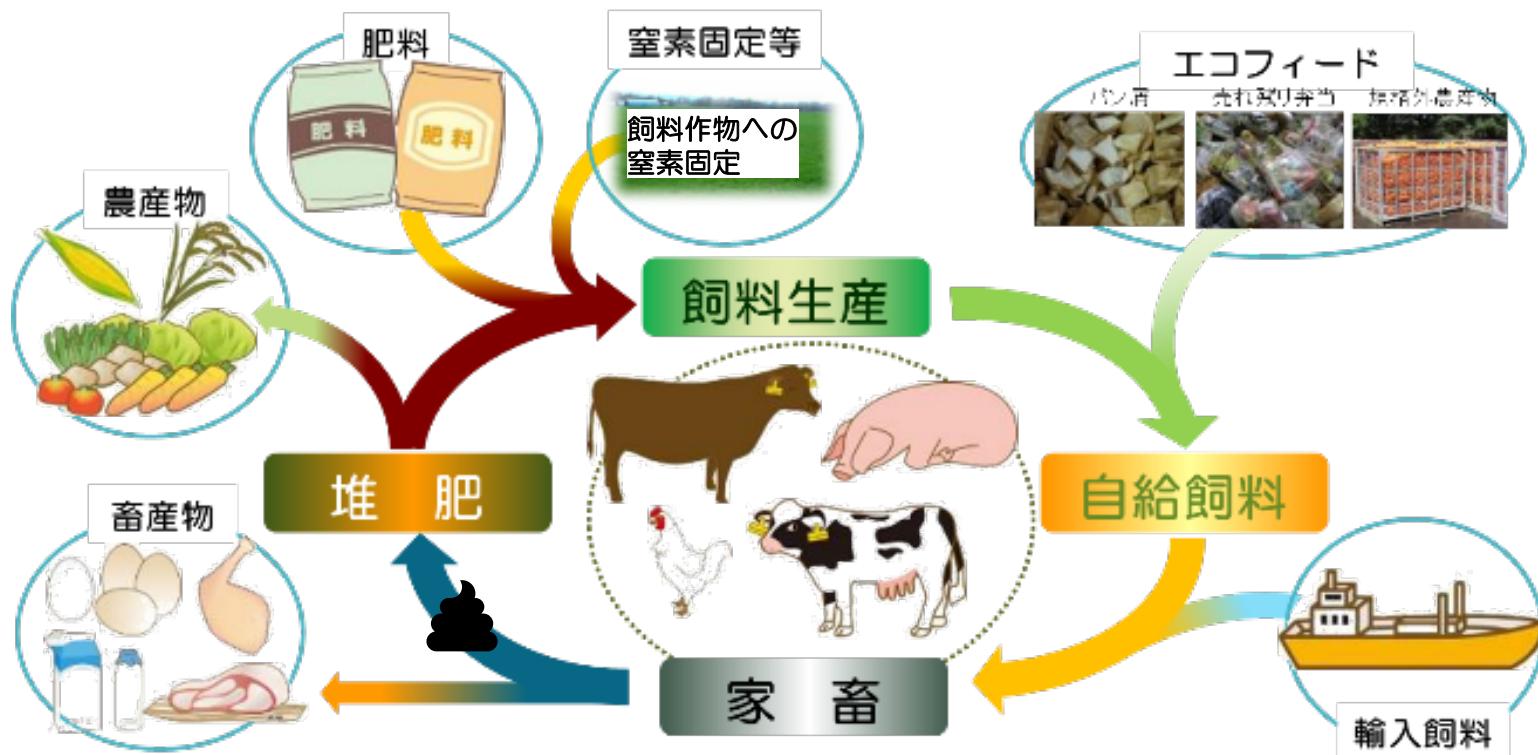
	乳用牛	肉用牛	豚
堆積発酵	3. 800	0. 130	0. 160
強制発酵	0. 052	0. 054	0. 008
放牧	0. 076	0. 076	—

出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2021年）

堆肥の適正量の施用や耕種農家への提供による適正な資源循環

- 家畜排せつ物は単なる廃棄物だと思っていませんか？
- 家畜排せつ物の野積みや素掘りといった不適切な取り扱いにより、悪臭問題が発生したり、近隣の地下水を汚染したりする可能性があり、さらには温室効果ガスを発生させてしまうことになります。一方、家畜排せつ物を適切に堆肥化することで、温室効果ガスの発生抑制だけでなく、作物を育てる肥料になります。
- **家畜排せつ物から堆肥が作られ、堆肥が使用されて作物が育ち、それが家畜の餌となる。そしてまた、家畜排せつ物から堆肥が生産され・・・といった資源循環が形成されます。**
- また、**堆肥を使用することで、化学肥料の低減にもつながり、農業全体の環境負荷軽減にも貢献します。**【参考1】
肥料法の改正により、**堆肥等と化学肥料等を配合した「指定混合肥料」が追加されて堆肥の利用が進みやすくなっています。**【参考2】
- ただ、**堆肥にも適切な施用量があるため使いすぎには注意です。**農地に化学肥料と堆肥を両方を使用する場合には、堆肥の肥料成分を考慮して、化学肥料の量を減らす必要があります。肥料成分が土壤中に過剰に蓄積されると、作物の生育にも支障を来しますし、地下水を汚染する可能性があります。
- この家畜排せつ物は、適切に取り扱う事で販売できるだけでなく、**環境負荷軽減に役に立つ隠れたお宝**なのです。



家畜を介した資源循環資源循環がうまくいかないと

- ◆ 家畜排せつ物を堆肥化等により農地へ還元するために供給する場合（自家利用を除く）は、肥料の品質の確保等に関する法律に従い、国または都道府県への登録または届出が必要。
- ◆ 平成24年から先行的に、混合堆肥複合肥料（登録肥料）として堆肥と化学肥料の混合が認められた。令和元年の法改正で更に規制が緩和され、「指定混合肥料」（堆肥等と化学肥料等を配合したもの。届出肥料。）という新たな分類を追加。

■肥料の種類

○特殊肥料

H29年11月から一部の凝集材を含む家畜ふん堆肥は特殊肥料に位置付け

- 農林水産大臣が指定する米ぬか、堆肥その他の肥料。
- 生産・輸入・販売する際には、知事への届出が必要（変更を含む）。
- 販売等をする際には、以下の項目を表示する必要。

肥料の名称、氏名住所、重量、生産した年月、原料、主成分の含有量(※) 等
 (※) 窒素、りん酸、カリ、銅、亜鉛、石灰、炭素窒素比、水分含有量等

○普通肥料

- 特殊肥料以外の肥料。
- 農林水産大臣等への登録（生産・輸入）及び知事への届出（販売）が必要（いずれも変更を含む）。ただし、指定混合肥料の場合は登録ではなく届出で生産・輸入が可能。

家畜排せつ物から堆肥を生産し、他者に渡す場合

- ① 他者に渡す場合は、有償・無償を問わず、生産業者として知事への届出が必要。（法第22条）
- ② 有償で他者に渡す場合は、販売業者として知事への届出も必要。（法第23条）

※畜産農家が自分で全て利用し、他者に渡さない場合は、生産業者としての知事への届出、販売業者としての知事への届出はいずれも不要

◆家畜排せつ物を原料とした主な普通肥料の公定規格

規 格	該当例	備考
加工家きんふん肥料	家きんのふんに硫酸等を混合して火力乾燥したものの、家きんのふんを加圧蒸煮した後乾燥したもの等	
混合有機質肥料	有機質肥料に鶏ふんの炭化物等を混合したもの	
化成肥料	窒素質肥料等に鶏ふんの炭化物、鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰等を配合し、造粒等したもの	H28 追加
配合肥料	窒素質肥料等に鶏ふんの炭化物、鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰等を配合したもの	H28 追加
混合堆肥複合肥料	窒素質肥料等に、排せつ物由来の堆肥を混合し、造粒等及び加熱乾燥したもの	H24 新設
副産肥料	鶏ふんや牛ふんの燃焼灰を原料に使用したもの	R3 新設



混合堆肥複合肥料
(イメージ)

- ◆ 令和元年の肥料取締法の改正により、配合に関するルールが変更され、令和2年12月から、堆肥と化学肥料を配合した肥料（指定混合肥料）が届出で生産可能となった。
- ◆ この改正により、耕種農家は土づくりと施肥が一度の作業で可能となる他、堆肥の成分の不足を化学肥料で補い、安定化することで堆肥を使いややすくなる。堆肥の利用がより進み、畜産農家にとっては、副産物収入の増加につながると考えられる。**畜産農家は、肥料メーカー等の加工や輸送を担える事業者とも連携し、耕種農家のニーズを踏まえて堆肥の高品質化に取り組んでいくことが重要。**
- ◆ 配合による品質低下を避けるため、指定混合肥料の原料となる堆肥の含水率は50%以下とされている。

■混合堆肥複合肥料と指定混合肥料の比較

	混合堆肥複合肥料	指定混合肥料（新設）
手続きと成分保証	<ul style="list-style-type: none"> ・生産の登録が必要、販売は届出（審査・手数料が必要） ・成分の最低含量を保証する義務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・販売の届出で可能 (審査・手数料とも不要) ・成分の含有量の表示義務あり（一定の許容差が認められる） （肥料効果に加え、土づくり効果も重視）
原料として使用できる堆肥の品質	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の品質 (動物の排せつ物を主原料とする場合) 窒素全量2.0%以上（乾物当たり） 窒素全量、りん酸全量、カリ全量の合計量5.0%以上（乾物当たり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の品質 含水率50%以下 <p>原料となる堆肥の条件は、含水率のみであるため、化成肥料と、化成肥料より単位面積当たりの施用量が多い堆肥を、耕種農家のニーズに合わせた適切な割合で配合することが可能。ペレット化も併せて行う等、耕種農家の施肥作業の負担軽減につながるように堆肥の高品質化を進めることで、堆肥の利用が進むと考えられる。</p>
造粒・成形と加熱乾燥	<ul style="list-style-type: none"> ・必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱乾燥不要（造粒、成形を行うかは選択） (造粒・成形・加熱・乾燥のための特別な設備を持たない畜産農家も生産可能。)

- GAPとは、「Good Agricultural Practices」の略で、農家が自らの経営について、食品の安全、環境保全、労働安全等の法令等が守られているか点検したり、取組を改善したりして、生産に関する工程を管理することです。

例えば畜産の場合であれば、「食品安全、家畜衛生」を守るために農場や畜舎の部外者の立入を制限するとか、「環境保全」であれば家畜排せつ物法を守ることは当然だけど、堆肥化して農地に還元しているか。また、「労働安全」であれば、労働災害を未然に予防する注意を見やすいように表示しているかなど、そのほか「人権保護」「経営管理」「アニマルウェルフェア」などの項目についても、良い取組が実施できているかなどをチェックして改善することです。【参考1】

- GAPに取組むことは、生産や作業等をきちんと管理することに繋がるため、当然、農業経営における効率性の向上や労働安全の向上が見える化できるので消費者にも説明やすいし、農業者自身はもちろん、従業員の経営意識の向上にも繋がります。また、そのような管理ができていれば、人材育成や確保にも有利ですよね。
- 最近、**世界的にもSDGsなどに関心が高まり**、消費者が求める食品の価値も、価格や品質だけではなく、その食品が作られた背景、例えば、安全に配慮されて作られたものなのかとか、生産農場は、環境保全に取り組んでいるのかとか、労働安全や人権保護、アニマルウェルフェアにも配慮しているのか等、**目に見えない部分の価値も問われるようになってきています**。このような消費者のニーズに応えた畜産物を提供していくという意味でも、「GAPに取り組む」ことは、今後より重要となってくるのではないでしょうか。



- ◆ 農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組です。
- ◆ GAPの実施することは生産管理の向上、効率性の向上、労働安全の向上、農業者自身や従業員の経営意識の向上につながる等の効果があるほか、農業人材の育成・確保、我が国農業の競争力強化に有効です。

J GAPの実施（例）

整理整頓や生産履歴の記帳が基本です



写真提供:(一財)日本GAP協会

< 食品安全・家畜衛生 >



農場・畜舎への出入りを制限



農場内専用の長靴・服などを着用

< 環境保全 >



家畜排せつ物を場内に野積みしない

家畜排せつ物を堆肥化し、農地へ還元

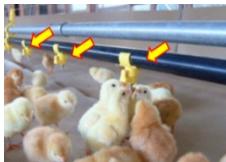
< 人権保護 >

- ・ 適切な労務契約・管理
- ・ 労働者との意見交換
- ・ 研修生等の受入条件の遵守

< 農場経営管理 >

- ・ 部門別責任者の配置
- ・ 教育訓練の実施、内部点検の実施

< アニマルウェルフェア >



夏場の暑熱対策や冬期の寒冷対策を実施する

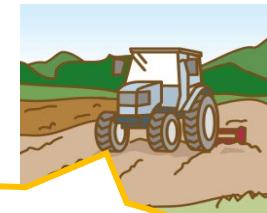
OIEの勧告に準拠した飼養管理指針に則した飼育をする

< 労働安全 >



労働災害を未然に予防する注意表示

落下防止柵を設置



家畜や飼料生産による事故を起こしてケガしないようヘルメット・安全靴・手袋の着用、作業手順の遵守等による安全性の向上

- HACCPはHazard Analysis Critical Control Pointの頭文字をとったもので危害要因分析（HA） 必須管理点（CCP）といわれるものです。

農場HACCPは、畜産物が消費者に与える危害を防止するため、農場の衛生管理にHACCPの考え方を取り入れて“何が危害の原因”となるかを分析し、その防止のための“必須の管理事項”的管理や、一般的な衛生管理に取り組みながら、さらに継続的に改善を図っていくシステムです。【参考1】

農場HACCPに取り組む農場は、農林水産省の公表する基準に基づき、認証機関による認証を受けることができます。

- 農場HACCPに取組むことは、食品として**安全・安心な家畜・畜産物をフードチェーンに供給する**だけでなく、**農場内の従事者の衛生管理の認識向上や家畜伝染防の感染防止等により生産性の向上**に繋がります。また、**飼養衛生管理基準をはじめとする法令遵守、各記録により外部からのクレームに対しての原因追及や供給先に対しての信頼性向上**にも繋がります。



認証機関や農場指導員に相談することや、以下の研修会等に参加することで、更に理解を深めることができます。

【公益社団法人 中央畜産会】

<https://jlia-farm-haccp.jp/instructor.html>

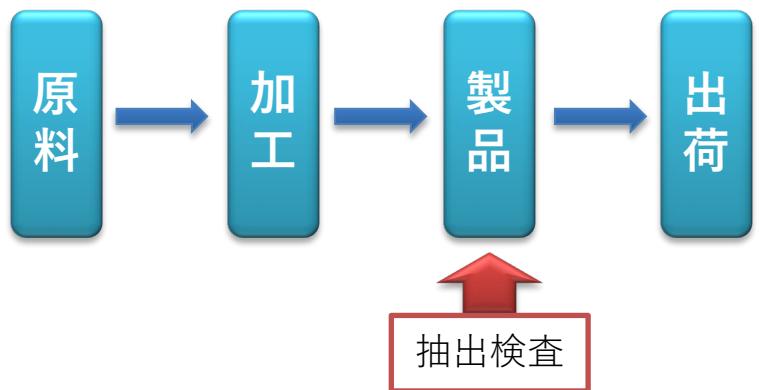
【NPO法人 日本食品安全検証機構】

<http://haccp-jvo.com/event/pdf/20210701.pdf>



- ◆ 食品の製造工程で発生するおそれのある危害要因（微生物、化学物質、異物など）について、その**危害要因を防止するための管理ポイントを設定して継続的に監視・記録することにより、食品の安全性を向上させる取組**です。

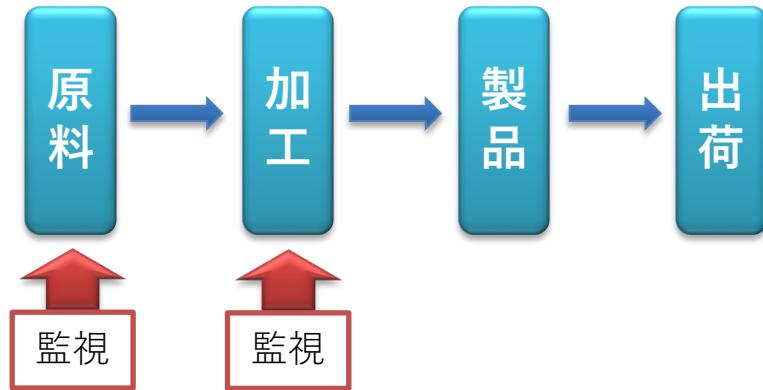
これまでの考え方



最終製品を抽出
検査し、合格し
たロットを出荷

検査していない
製品は安全？
(疑問)

HACCPの考え方



管理すべきポイ
ントを継続的に
監視

製品全体の安全
性が向上！
(疑問解消)

この考え方を農場に採り入れたのが農場HACCPです



何からスタートすればよい？

まずは、HACCPに取り組む体制づくりのため、

- ・認証機関や農場指導員、家畜保健衛生所等に相談します
 - ・研修会への参加により、必要な知識を習得します
- ⇒ HACCPチームを立ち上げ、取組をスタートします

衛生管理方針・衛生管理目標の設定



発生するおそれのある危害要因の分析

原材料（導入畜、飼料、飲用水、薬品等）と作業工程を図式化し、危害要因を明らかにします



一般的衛生管理プログラムの確立

軽微な危害要因を管理するため、消毒や給餌などの基本的な衛生管理の手順を定めます



HACCP計画の作成

重要な危害要因について、管理すべきポイントとその管理手段を決め、監視します

検証と見直し

定期的に検証し、必要に応じ取組の改善を行います

:一般的衛生管理プログラムで管理

:HACCP計画で管理

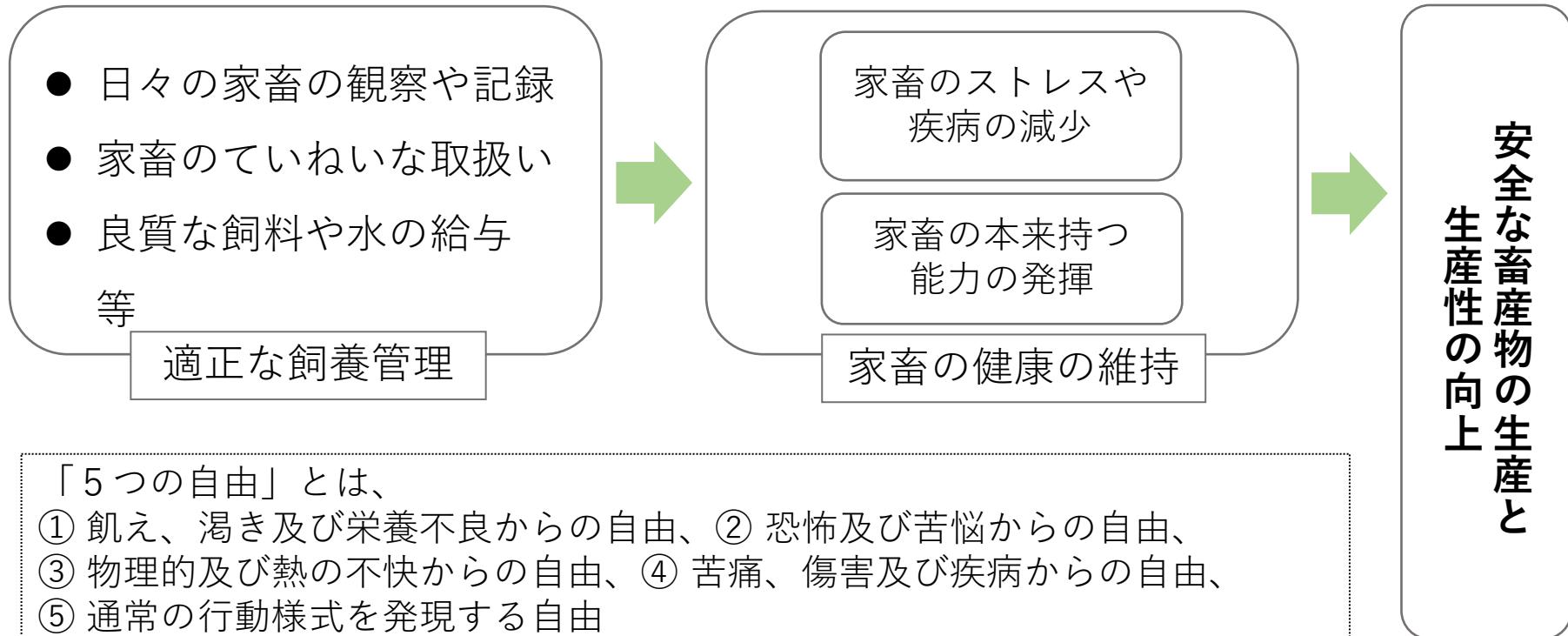


- アニマルウェルフェアとは、快適性に配慮した家畜の飼養管理のことです。
- アニマルウェルフェアを考えるうえで大事な「5つの自由」があります。【参考 1】
 - ① 飢え、渴き及び栄養不良からの自由
 - ② 恐怖及び苦悩からの自由
 - ③ 物理的及び熱の不快からの自由
 - ④ 苦痛、障害及び疾病からの自由
 - ⑤ 通常の行動様式を発現する自由
- これらの自由を確保するため、良質な餌・水をしっかりと与える、家畜を丁寧に扱う、快適な温度を保つ、環境を清潔に保つ、家畜の健康を管理する、適切な飼養スペースを与えること等が大事です。これらの**実践のためにには、家畜の観察は重要**です。
- アニマルウェルフェアに配慮することはそれ自体が重要なことです。また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を実践すれば、家畜が健康であることによって安全な畜産物の生産にもつながりますし、家畜の持っている能力を適切に発揮させることにより、生産性の向上にも結び付くことになります。【参考 2】
- 家畜の目線でアニマルウェルフェアの向上のために何をすべきか考えてみてください。

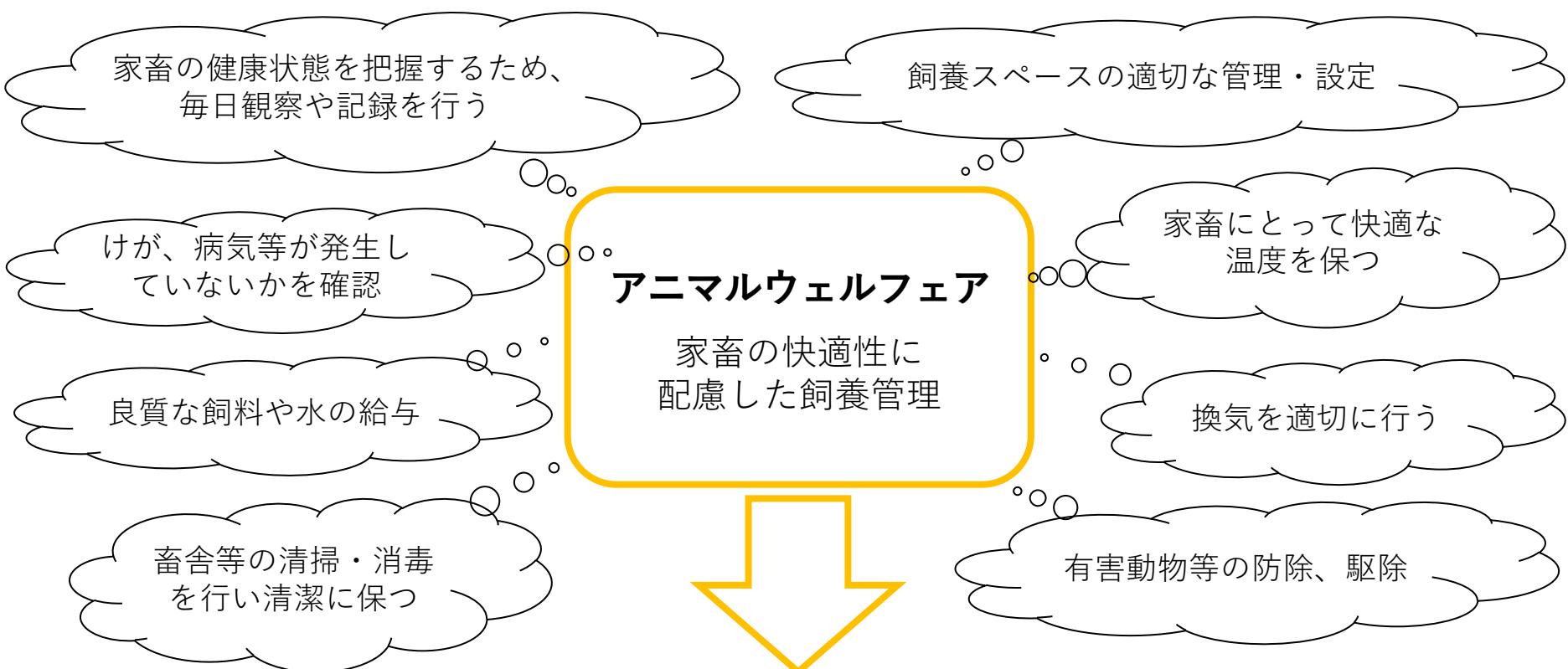


国際獣疫事務局（OIE）のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- ◆ 「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状態をいう。」と定義されています。
- ◆ 「**5つの自由**」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされています。



- ◆ アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行することです。



家畜の能力が引き出され、家畜が健康になり、
生産性の向上や畜産物の安全につながります

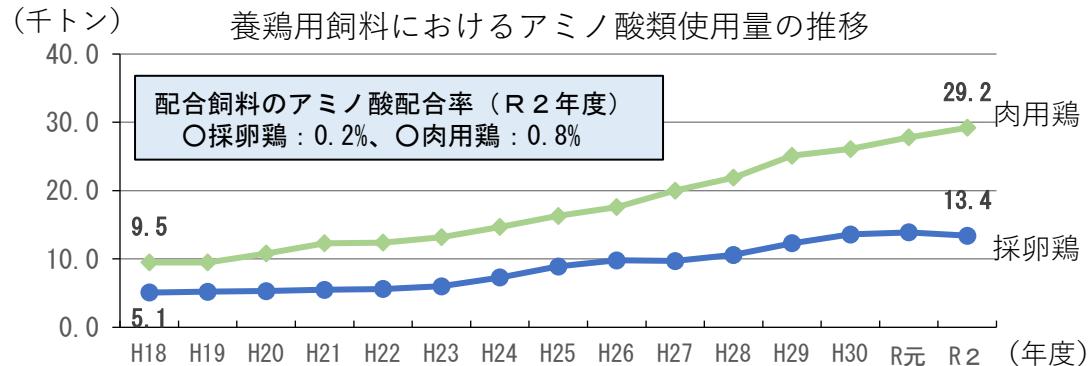
- ブロイラー・採卵鶏の性能向上に対応して、飼料中のタンパク質組成のアンバランスをアミノ酸添加により改善し、鶏肉・鶏卵の生産効率を向上させる等の取組が重要です。この取組により、餌が効率的に体に吸収されることに加え、排せつ物中の環境負荷物質が減ることになります。【参考1】
- また、適正な飼養管理は、持続可能な畜産物生産に貢献します。飼養管理が良好な農場では、家畜の事故率が低くなります。飼養管理が不良な農場では、事故率は上昇します。事故率が多いと、死亡家畜に給与した飼料や排せつ物等は、不経済な環境負荷になります。【参考2】
- このように、適正な飼養管理を通じて、無駄なく、効率的に畜産を営んでいくことは、**コスト面でも有利になりますし、環境負荷の低減に繋がります。**



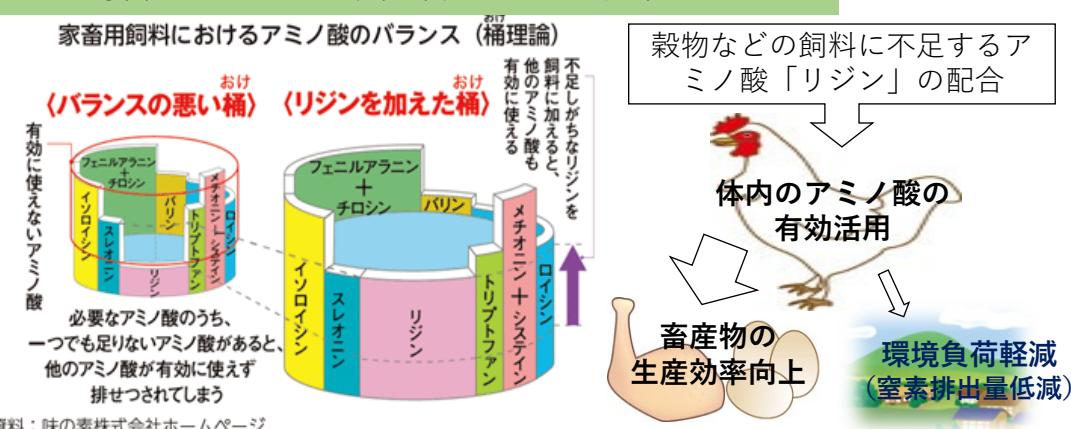
飼料成分の改善等による生産性の向上

【参考1】

- ◆ ブロイラー・採卵鶏の性能向上に対応して、**飼料中のタンパク質組成のアンバランスをアミノ酸添加により改善し、鶏肉・鶏卵の生産効率の向上させる等の取組が重要です。**



飼料へのアミノ酸配合による生産性向上



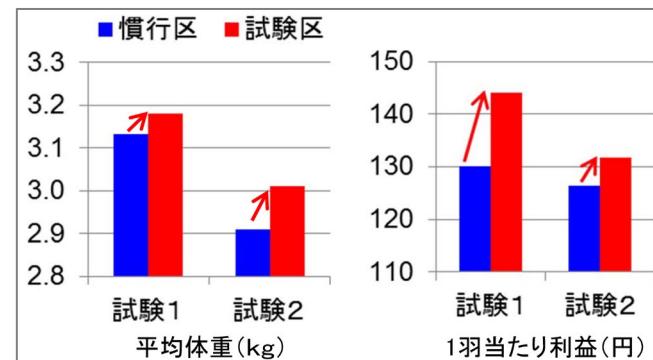
フィターゼ（酵素）添加飼料によるリンの排出低減



LED光線管理技術による生産性向上

育成前期は青色、後期は水色を照射

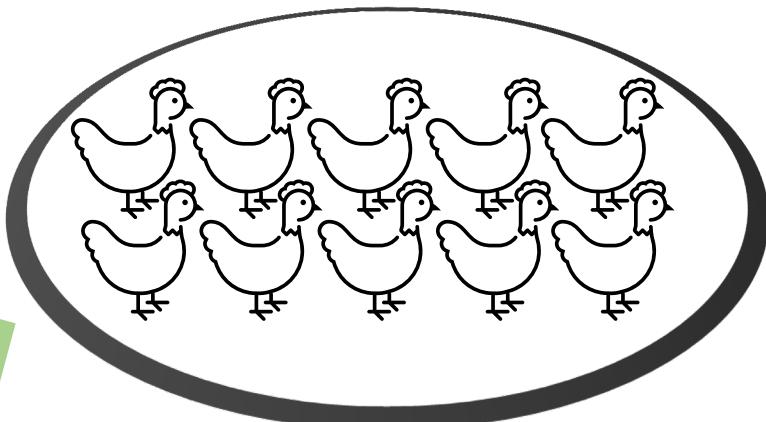
区	週齢	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週
		白色（蛍光球）						
慣行区								
試験区	青							水色



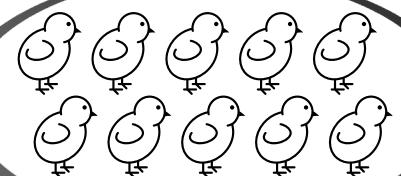
LEDランプの色調を利用して
肉用鶏の育成効率を向上

- ◆ 適正な飼養管理は、持続可能な畜産物生産に貢献します。飼養管理が良好な農場では、家畜の事故率が低くなります。飼養管理が不良な農場では、事故率は上昇します。事故率が多いと、死亡家畜に給与した飼料飼料や排せつ物等は、不経済な環境負荷になります。

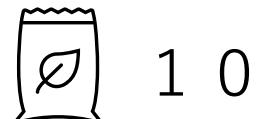
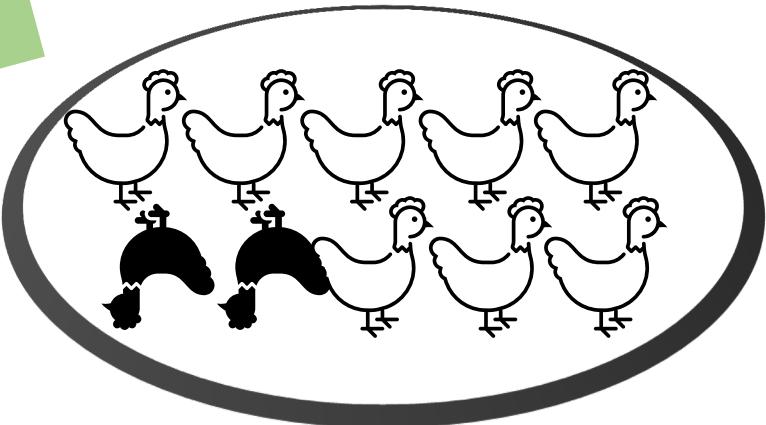
飼養管理が良好



と体重量
約 25 kg



飼養管理が不良



と体重量
約 20 kg

- 人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）は、近年、飛躍的に発展しており、今後更に高度化・多様化していくことが見込まれています。
- 一方で、生産現場では、高齢化の進展や労働力不足といった課題に直面しており、我が国で持続的に畜産経営を維持・発展していくためにも、AIやICTを活用した技術導入により、家畜の飼養管理の高度化・省力化を図っていく事が重要です。
【参考1】
- また、AIやICTを通じて、飼養管理などに関する様々なデータを収集・分析する事が可能となります。その分析結果を現状の畜産経営の改善に向けたアドバイス等に活用すれば、更なる経営発展に繋げることが出来ます。

- ◆ 養鶏の生産現場では、鶏舎内の飼養管理に係る各種データを自動監視するシステムや、自動ケージ監視システム、自走式ロボット等により、衛生的且つ効率的に鶏肉・鶏卵生産を実施。

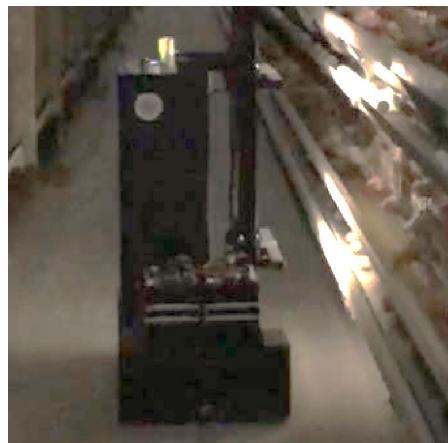
飼養管理の自動化



鶏舎内の温湿度や飼料量、飲水量などが全て自動で計測され、リアルタイムでパソコン上で確認しながら調整が可能



鶏舎内をロボットが自走し、鶏群の動きを管理することで、巣外卵の削減等に貢献



通路を自動で走行し、カメラ技術と異常判定用のAIにより、ケージ内の異常を検出

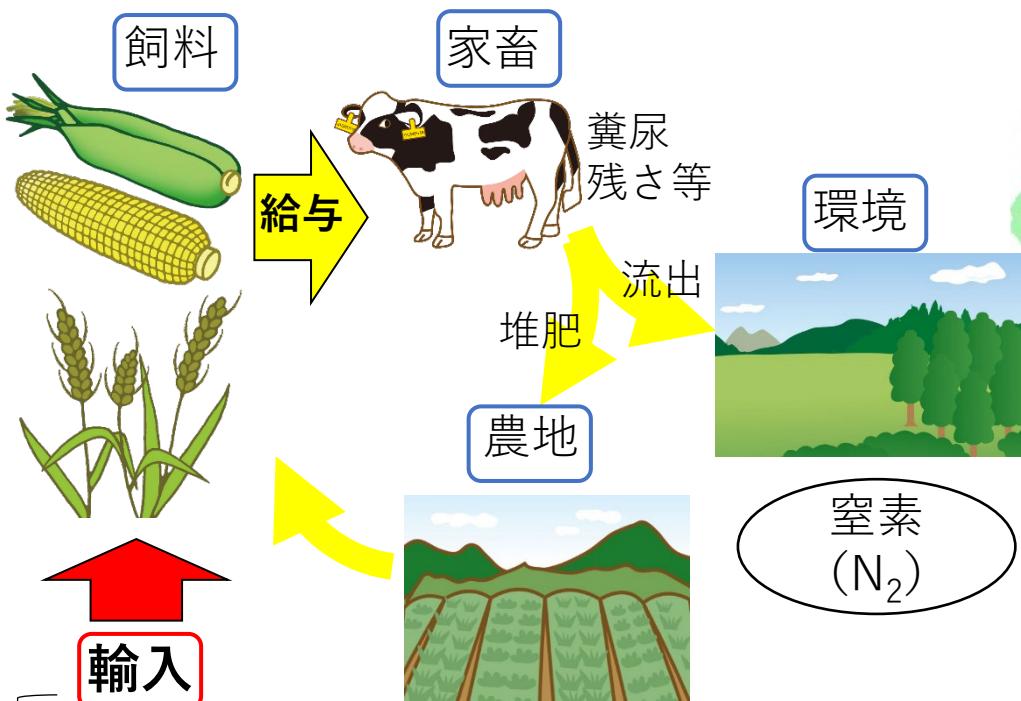
自給飼料生産や国産原料を含む飼料の利用

- 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）の研究では9つの環境要素のうち、生物多様性、窒素・リンについては不確実性を超えて高リスクの領域にあると分析されています。
- 輸入飼料に過度に依存**している我が国の畜産物生産は、**グローバルな窒素循環の観点からいびつ**であり、**海外の需給動向に価格が影響を受ける不安定な構造**となっています。
【参考1】
- 令和2年度（概算）の飼料自給率（全体）は**25%**。このうち、粗飼料自給率は**76%**、濃厚飼料自給率は**12%**となっております。【参考2】
- 農林水産省では、飼料自給率について、飼料全体で34%（令和12年度）を目標としています。
- 飼料増産のため、**水田を活用した飼料作物生産、生産性の高い草地等への転換や気候変動に強い品種の導入等のリスク分散、「子実とうもろこし」等の国産濃厚飼料生産、放牧、コントラクターによるTMRセンターによる飼料生産の効率化、エコフィード等の利用拡大**を推進していくことが重要となっています。【参考3】



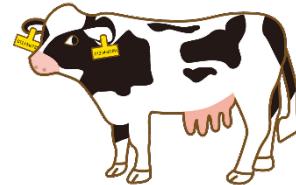
- ◆ 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）の研究では9つの環境要素のうち、生物多様性、窒素・リンについては不確実性を超えて高リスクの領域にあると分析されています。
- ◆ 輸入飼料に過度に依存している我が国の畜産物生産は、**グローバルな窒素循環の観点からいびつ**であり、海外の需給動向に価格が影響を受ける**不安定な構造**となっています。

課題① いびつな窒素循環



輸入飼料により、外部より持ち込まれる窒素量が増加する

課題② 供給不安



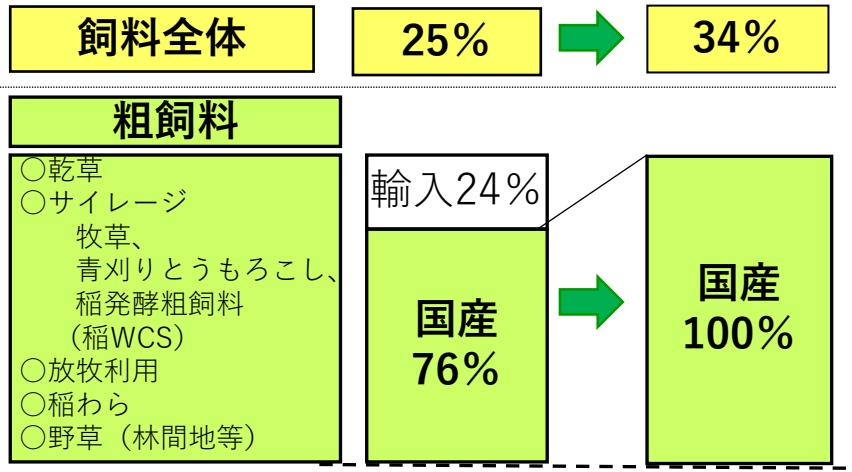
飼料自給率の現状と目標

【参考2】

- ◆令和2年度（概算）の飼料自給率（全体）は25%。このうち、粗飼料自給率は76%、濃厚飼料自給率は12%となっております。
- ◆農林水産省では、飼料自給率について、飼料全体で34%（令和12年度）を目標としています。

■ 飼料自給率の現状と目標

(令和2年度概算)(R12年度目標)



■ 近年の飼料自給率の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2 (概算)
全 体	26%	26%	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%	25%
粗 飼 料	77%	76%	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%	76%
濃厚飼料	12%	12%	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%	12%

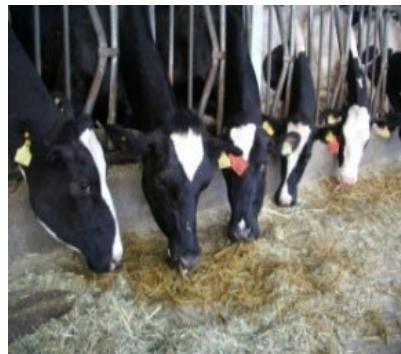
輸入飼料への過度な依存から脱却し、
持続的な畜産物生産に向けて

国産飼料の生産・利用の拡大を進める
ことが重要です

①水田の有効活用、耕畜連携の推進



青刈りとうもろこし



稻発酵粗飼料※1

②草地等の生産性向上の推進



難防除雑草の駆除



気候変動に強い品種の導入

※1 稲発酵粗飼料：稲の実と茎葉を一体的に収穫し発酵させた牛の飼料

- ①効率的に飼料自給率を向上させるため、**水田を活用した飼料作物生産を促していく施策を推進しています。**
稲発酵粗飼料は、水田で生産できる良質な粗飼料として、耕種農家・畜産農家の双方にメリットがあります。
- ②気象の不安定化により飼料生産に悪影響が発生しているため、**生産性の高い草地等への転換やリスク分散の取組を支援しています。**

③子実とうもろこし

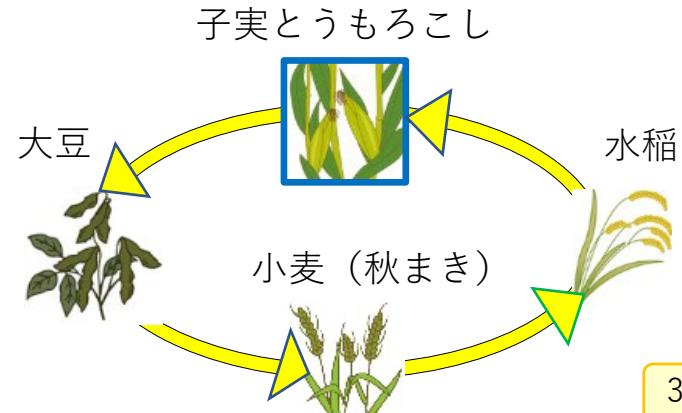


コンバインによる収穫
(専用ヘッダ装着)



収穫された子実

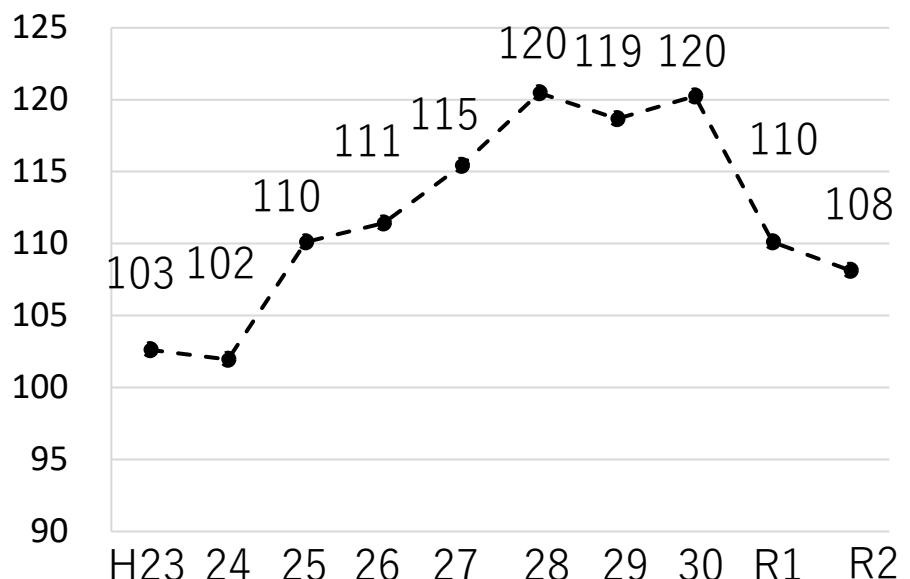
子実とうもろこしを組み合せた
輪作体系（ブロックローテーション）の一例



- ③国産濃厚飼料の生産への取組として「子実とうもろこし」に関する取組を推進しています。

■ エコフィードの製造状況

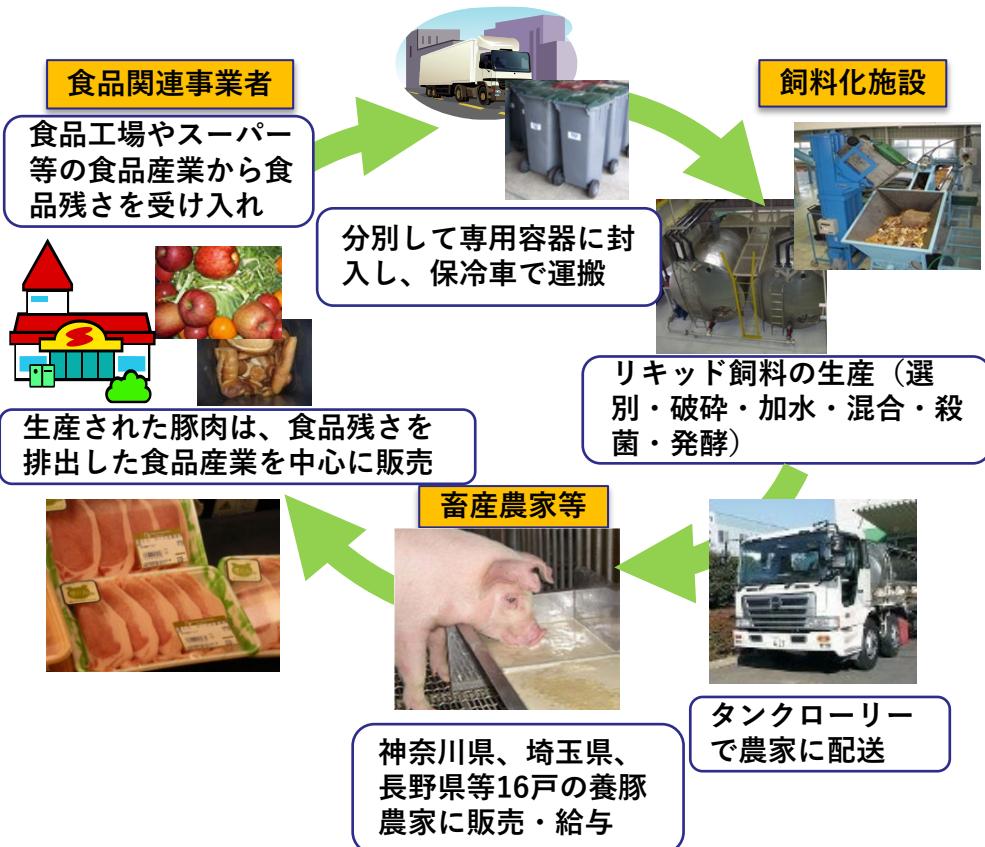
(万TDNトン)



資料:農林水産省畜産局飼料課調べ

※ TD N (Total Digestible Nutrients): 家畜が消化できる養分の総量。カロリーに近い概念。

※ 平成29年度の集計から調査対象品目が減少したため28年度以前と連続しない。

■ エコフィード利用の取組事例
((株)日本フードエコロジーセンター)⑥飼料の自給率向上のため、**エコフィード（食品残さ利用飼料）**を推進しています。

食品残さを排出した食品関連事業者とエコフィード製造事業者等との連携により、エコフィードによって生産された畜産物を販売し、リサイクルループを構築する取組も行われています。

◆ 化学農薬の低減に向けて

飼料生産においても他の作物の生産と同様に以下の**総合的病害虫・雑草管理（IPM）**の考え方が重要です。

化学農薬のみに依存せず、利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫や雑草の発生、増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じる



排水対策の明渠



抵抗性品種の導入



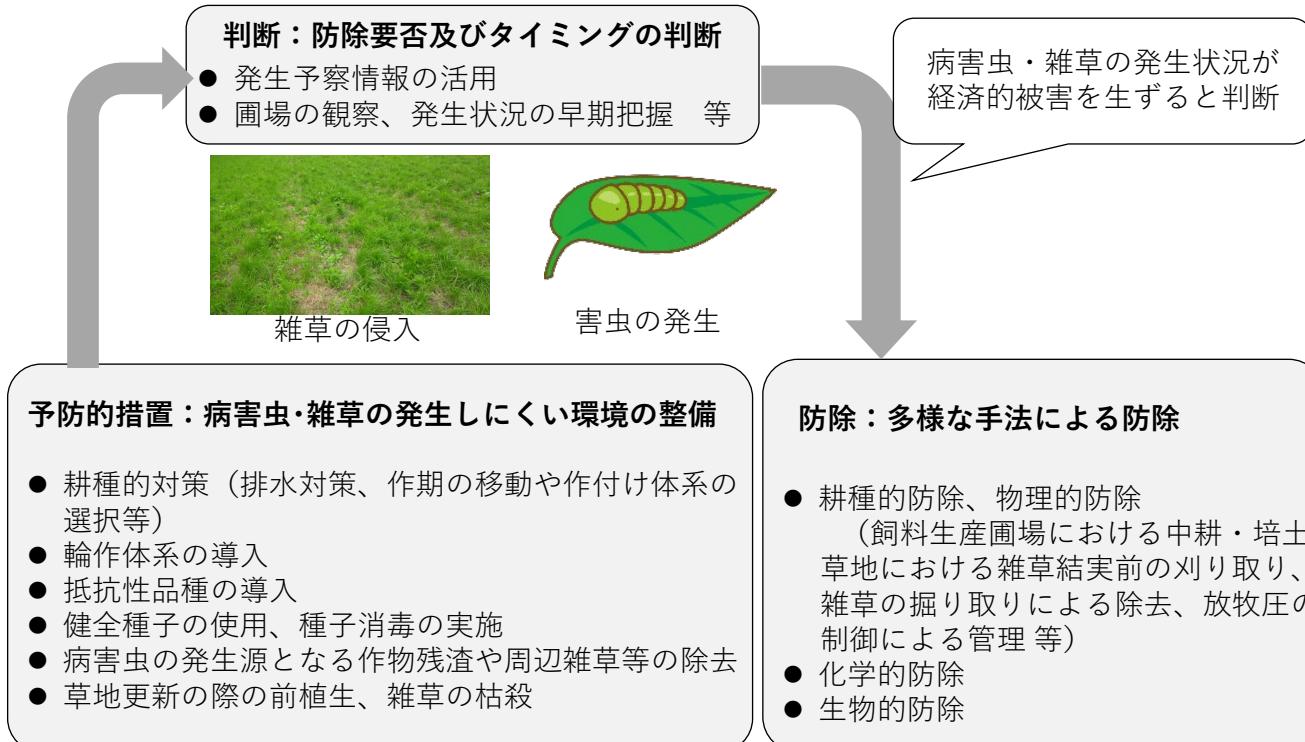
早期の刈り取り



放牧圧の制御による管理

飼料生産における総合的病害虫・雑草管理（IPM）の体系イメージ

牧草や飼料作物では登録されている薬剤は少ないため、耕種的防除が中心的技術となります。



◆ 化学肥料の低減に向けて

飼料作物生産においても他の作物の生産と同様に、以下のような**基本的取組を実行するとともに、農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努める**ことが重要です。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範」の抜粋

● 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。

また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

● 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。



参考資料:

農林水産省Webサイト 「環境と調和のとれた農業生産活動規範」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozan_type/h_kihan/attach/pdf/index-1.pdf

- 農薬は適正な使用・保管をしましょう。
- 農薬を使用する場合は、使用状況等を記録・保管しましょう。
- 肥料・堆肥の使用状況等についても記録しましょう。



有機畜産物と有機飼料

○減農薬減化学肥料の取組を進めるには、有機農業の推進が有効です。
畜産の有機JASには、有機畜産物があります。

○有機畜産物の生産に必要な**有機飼料の生産方法は、JAS規格で決められています。**

<有機JAS>

- ①有機農産物にあっては、堆肥等で土作りを行い、化学合成した肥料及び農薬の不使用を基本として栽培。
- ②有機畜産物にあっては、**有機農産物等の給与**、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- ③これらの生産に当たっては、遺伝子組換え技術は使用禁止

など



■ 有機飼料の生産方法



項目	概要
ほ場・採取場	<ul style="list-style-type: none">周辺から禁止物質（化学農薬、化学肥料等）が飛来・流入しないよう必要な措置を講じていること有機的管理の必要期間（※）を満たしたほ場で栽培すること
種子・苗	<ul style="list-style-type: none">有機栽培により生産された種子・苗であること遺伝子組換えのされていない種子・苗であること
肥培管理	<ul style="list-style-type: none">たい肥などを使用することにより土作りを行い、農地の生産力を維持増進して、生産すること
有害動植物の防除	<ul style="list-style-type: none">化学農薬を使用せず、有害動植物の防除を行うこと
飼料の調製	<ul style="list-style-type: none">有機の農産物が非有機の農産物と混合されないこと作業場内の有害動植物の防除は、基本的に薬剤を使用しないこと有機農産物を農薬等の資材により汚染されないよう管理すること

家畜改良による生産性向上

- これまで関係者の努力により、家畜改良によって、産卵能力や産肉能力の向上、飼料要求率の低下などが図られてきました。**現行の鶏の改良増殖目標では、畜産物の生産性の向上を図りつつ、持続可能性にも貢献できる改良形質の向上を推進しています。家畜改良は経済的メリットになるだけでなく、温室効果ガスの排出削減にも貢献します。**
- 家畜改良によって飼料要求率を下げれば、畜産物を生産するために必要な飼料の量は減ります。そうすることで、飼料を栽培・運搬することで発生する温室効果ガスが削減されます。【参考1】
- また、我が国の鶏卵・鶏肉生産は種鶏等の海外依存度が高い構造となっていることから、国産資源である地鶏をはじめとした国産鶏種を活用することで、持続可能な生産体系を構築することが可能です。【参考2】
- **家畜改良は、すぐに効果が出るものではなく、長い年月をかけて積み上げていくもの**であり、また、一定水準まで達したら止めるというものではありません。そのためにも、常日頃から改良関係機関へのデータ提供等が重要となってきます。**改良とは、ゴールはなく、世代を超えて常に走り続ける必要があるもの**なのです。



- ◆ 家畜改良によって飼料要求率を下げれば、畜産物を生産するために必要な飼料の量は減ります。そうすることで、飼料を栽培・運搬することで発生する温室効果ガスが削減されます。

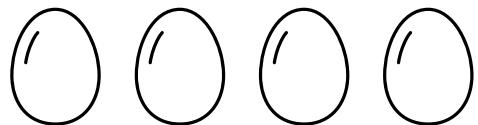
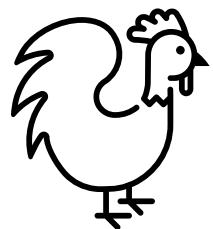
改良前 飼料要求率：2.5



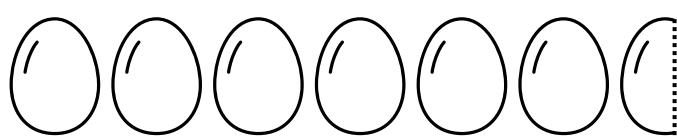
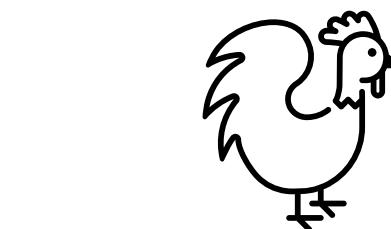
改良後 飼料要求率：1.5



餌
10 kg



卵 4 kg



卵 6.6 kg

- ◆ 1羽当たりの生産性が向上することにより、需要に対して必要な鶏の羽数が減り、鶏卵・鶏肉生産で発生する温室効果ガスが削減されます。
- ◆ 国内で種鶏を供給できる多様な地鶏をはじめとする国産鶏種の改良・増殖等を進め、JAS認証等も活用して普及推進を図ることは、持続可能な畜産物生産に向けた取組として重要です。

採卵鶏の成績の推移

年次	産卵率 (%)	50%産卵 日齢 (日)	飼料 要求率
平成10年	83.0	145	2.18
20年	85.1	148	2.09
25年	89.0	142.5	1.96
26年	89.4	143.0	1.94
27年	89.4	143.0	1.95
28年	88.3	143.9	1.97
29年	88.2	144.9	1.97

肉用鶏の成績の推移

年次	出荷日齢 (日)	育成率 (%)	飼料 要求率
平成21年	50.1	96.2	1.98
26年	48.1	95.8	1.82
27年	47.7	93.6	1.81
28年	47.5	93.2	1.79
29年	47.2	93.0	1.78
30年	47.1	94.4	1.73

注：民間からの情報等をもとに算出。

国産鶏種の普及推進

特色ある鶏肉、鶏卵を好む消費者ニーズに対応するため、

(独)家畜改良センターや都道府県等が保有する国産種鶏を基に、地鶏等が作出されています。



持続可能な鶏卵・鶏肉JAS

<主な基準>

- ・国産鶏種の利用
- ・飼料用米の利用
- ・鶏ふんの利用
- ・アニマルウェルフェアへの配慮
- ・適切な労働環境の提供



JAS認証
の活用

